

特定事業主行動計画に基づく実施状況の公表について

令和7年6月30日公表

佐賀県後期高齢者医療広域連合長

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第6項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項及び第21条に基づき、下記項目を公表する。

記

1 職員1人当たりの平均年間超過勤務時間

項 目	数値目標	令和6年度
平均年間超過勤務時間	42時間以下	62時間07分

2 年次有給休暇の平均取得率

項 目	数値目標	令和6年度
平均取得率	70%以上	63.49%

3 職員の給与の男女の差異

項 目	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
令和6年度	－%

※給与支給対象者が、全員女性のため。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく女性の職業選択に資する情報

項 目	割 合
採用した職員に占める女性職員の割合	100%

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名:佐賀県後期高齢者医療広域連合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	－％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－％
全職員	－％

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・副局長相当職	－％
課長相当職	－％
副課長相当職	－％
係長相当職	－％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	－％
31～35年	－％
26～30年	－％
21～25年	－％
16～20年	－％
11～15年	－％
6～10年	－％
1～5年	－％

【説明欄】

当広域連合の職員は、構成団体（県内自治体）からの派遣職員と広域連合で雇用する会計年度任用職員のみで構成しています。

任期の定めのない常勤職員（派遣職員）については、派遣元（各市町）で情報を計上しています。

なお、任期の定めのない常勤職員以外の職員は、全員が女性の会計年度任用職員であるため、男女の給与の差異について比較できません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。